



宝塚市

地域防災計画

概要版



令和5年（2023年）9月

宝塚市

目 次

はじめに	1
第1章 地域防災計画とは	2
1 地域防災計画の目的	2
2 地域防災計画作成機関	2
3 地域防災計画と関連図書による全体構成	2
4 計画の特徴	3
5 想定する災害	4
第2章 災害に備えて	5
1 非常時活動体制に関する備え	5
2 安全で人にやさしいまちづくりの推進	6
3 被災者の救出・救援と生活再建支援のための備え	7
4 市民の防災力向上のための市民組織や防災訓練の支援	9
第3章 災害が発生したとき	10
1 非常時の活動体制	10
2 災害発生時に被害を最小限にとどめるための対策	12
3 二次災害防止と都市機能早期回復に関する対策	13
4 被災者救援と生活再建支援に関する対策	14
第4章 災害からの復旧・復興	16
1 公共施設・公共事業等の災害復旧計画	16
2 被災者の生活再建支援	16
3 大規模事故等の災害復旧	16
4 災害復興計画の策定	16

【表記について】

市の刊行物や施設名称で点のある「塚」を使用しているが、パソコンの互換性から「宝塚市」の「塚」を「塚」と表記します。

はじめに

宝塚市においても大きな被害をもたらした阪神・淡路大震災から 20 年以上が経過しました。

平成 23 年(2011 年)の東日本大震災では、地震や津波、原子力発電所の事故という従来の想定をはるかに超える広域的な災害が発生し、地方自治体の災害対策に大きな影響を与えました。また、平成 28 年(2016 年)の熊本地震では、震度5弱以上の余震が多発し、九州に大きな被害が発生しました。さらには、南海トラフ地震の発生も危惧されています。

また、近年では、毎年のように台風や集中豪雨による河川の氾濫や土砂災害等が全国各地から報告されており、局地的な豪雨災害への対応も防災上の課題となっています。

地方自治体は、こうした災害から住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、「地域防災計画」を作成することが災害対策基本法により義務づけられています。

本市においても「宝塚市地域防災計画」を作成しており、阪神・淡路大震災を契機に抜本的な改定を行って以来、上位計画(県地域防災計画等)との整合を図りつつ、修正を重ねてきました。

この「宝塚市地域防災計画」は、全市域に係る多種多様な災害対策・危機管理を網羅する必要があるため、全編で 1,000 頁を超える冊子となっていました。

しかしながら、重複した内容の掲載による膨大なページ数等、一般的にわかりにくい計画となっているなどの課題があることから、今回の改定は、よりわかりやすくコンパクトで実践的な計画を目指し、再編集しました。

この概要版は、「宝塚市地域防災計画」のうち、特に新たに計画を見直した点や市民の皆様にお知らせする必要がある事項等を抜き出し、分かりやすく取りまとめたものです。

多くの皆様に、本書を読んでいただき、防災に関心を持っていただくとともに、今後の地域防災力の向上に役立てていただくことを目的に作成しています。

令和 5 年(2023 年)9 月

第1章 地域防災計画とは

1 地域防災計画の目的

宝塚市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づいて、宝塚市防災会議が定める計画です。

計画の作成目的は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興を実施することによって、「市民の生命・財産の安全確保」を図ることとしています。

計画には、災害から「市民の生命・財産の安全確保」を図るために必要な、市や防災関係機関、市民及び事業所の皆さんが果たすべき責務や役割を定めています。

2 地域防災計画作成機関

宝塚市地域防災計画は、宝塚市長を会長とする「宝塚市防災会議」によって作成し、毎年必要に応じて見直しが行われます。

本計画を作成する宝塚市防災会議の委員は、宝塚市のほか、市内の各種団体、国、県、兵庫県宝塚警察署、西日本電信電話株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、関西電力送配電株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、一般社団法人宝塚市医師会、陸上自衛隊などの関係機関により構成しています。

3 地域防災計画と関連図書による全体構成

宝塚市地域防災計画は、次のような構成で作成しています。

本編として、風水害対策と震災対策、大規模事故災害への対策について、重複した記載を避けて取りまとめ直しています。

また、市職員の災害対応用として災害対応マニュアル編を設けています。

構 成	決定者	記載内容
■本編 第1部 総則 第2部 災害予防計画 第3部 災害応急対策計画 第4部 災害復旧・復興計画	宝塚市防災会議	災害対策基本法に基づき、市の防災対策や災害応急対策について、基本的な事項を記載したもの
■関連図書 災害対応マニュアル編	宝塚市	行政の災害時の応急対策の手順等を具体的に記載したもの
■関連図書 資料・様式編	宝塚市	本編や災害対応マニュアル編に関連するデータ、資料、様式等を取りまとめたもの

※本編 1-1-1 は本編第1部第1章第1節を表しています。

4 計画の特徴

→詳しくは本編 1-4 をご覧ください

本市では、阪神・淡路大震災や東日本大震災、また、近年の水害等の状況や教訓を踏まえ、次の防災ビジョンを掲げ計画を作成しています。

また、各地域住民が主体となって作成する「地区防災計画」を位置付けて、地区防災力の充実強化に努めています。

目的	計画の理念	基本目標
市民の生命財産の安全確保	災害に強い都市をつくる	延焼火災を発生させにくい都市空間の整備・強化 都市生活を支える生活関連サービス施設の災害対応力の整備・強化 水害その他の災害からの安全確保 まちの「 <u>バリアフリー</u> ※」
	防災施設・設備等を整備・強化する	防災拠点機能の整備・強化 安全避難のための環境整備 その他救援・救護対策実施のための環境整備 施設・設備等の「 <u>ユニバーサルデザイン</u> ※」
	防災行動力を向上させる	市民・職員の災害時行動力の向上 地域における相互扶助防災体制の強化 防災訓練の充実 家庭内備蓄・事業所内備蓄の確保
	実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える	地域特性に即した救援・救護対策の確立 要配慮者の安全確保対策の確立 役割分担・連携方法・実施手順の明確化 応援・ボランティア受入体制の構築

※バリアフリー

障害（がい）者や高齢者が生活していく際に、段差などの障害（がい）を取り除き、誰もが暮らしやすい社会環境を整備するという考え方

※ユニバーサルデザイン

言語や国籍、老若男女の差異、障害（がい）や身体能力に関わらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境の設計（デザイン）

5 想定する災害

災害対策基本法では、「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等の異常な自然現象や大規模な火事もしくは爆発等により生じる被害と定義されています。

これら災害のうち、本市に関連するものを計画対象として、予防、応急、復旧・復興等の対策を定めています。

(1)地震

→詳しくは本編 1-3-1 をご覧ください

全国どこでも起こりうる活断層型の地震により、市南部の低地で震度6強の揺れとなることが想定されています。また、周辺地域には、有馬一高槻断層帯、上町断層帯等の活断層があるとされており、これらの活動に伴う大規模地震により、被害が発生するおそれがあります。また、南海トラフ地震では、市南部の低地で震度6弱の揺れとなることが想定されています。

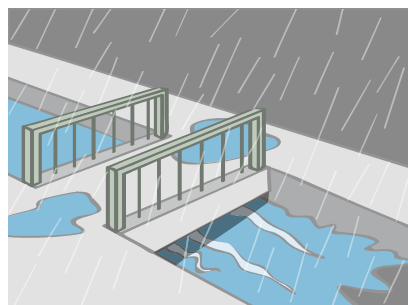


(2)風水害

→詳しくは本編 1-3-2-1 をご覧ください

近年、「集中豪雨」や「局地的大雨」による災害が注目されており、大雨が降った場合には、堤防の決壊、内水の氾濫等によって浸水被害が発生する危険性があります。

特に市域では、水防法に基づいて、武庫川の本川と支川の流域の一部地域が水害の発生する危険のある区域（浸水想定区域）として指定されています。



(3)土砂災害

→詳しくは本編 1-3-2-2 をご覧ください

市の北部は、山間部であるため、大雨が降った場合には、土石流やがけ崩れなどの土砂災害が発生する可能性がある地域が多くあります。

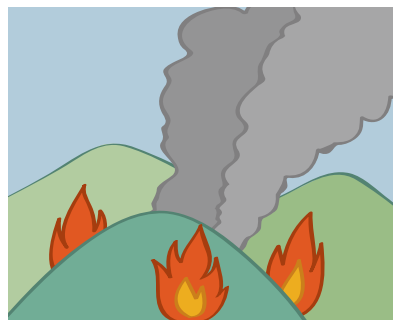
市域では、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づいて、土砂災害警戒区域（地すべり、がけ崩れ、土石流）が指定されているほか、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて、急傾斜地崩壊危険区域が一部の地域に指定されています。



(4)大規模事故災害等

→詳しくは本編 1-3-3 をご覧ください

上記のほか、自然災害以外の災害として、航空機事故、鉄道事故、高速道路における重大事故、雑踏事故、大規模工場火災・爆発、大規模林野火災、原子力災害等を計画対象としています。



第2章 災害に備えて

1 非常時活動体制に関する備え

市は、災害時に迅速・円滑な応急対策活動を実施するため、災害対策本部等の設置をはじめ、情報の収集伝達、広報等の体制を整備するなど状況に応じて非常時活動を推進します。また、広域の応援・受援体制を整備し、大規模災害に備えます。

(1) 市の応急活動体制の整備・強化

→詳しくは本編 2-1-1 をご覧ください

災害が発生したときに災害対策に関する活動を円滑に実施するため、市の防災組織を整備し、国、県及び防災関係機関、さらには、市民の皆さんをはじめ、自主防災組織、事業所（自衛消防隊）等と連携して、総合的かつ一体的な防災活動体制の構築を図ります。



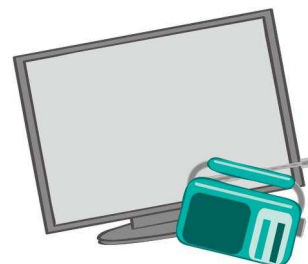
(2) 情報収集伝達体制や広報体制の整備・強化

→詳しくは本編 2-1-2～2-1-3 をご覧ください

災害情報の収集を迅速かつ的確に行い、関係機関相互間の伝達を確実に実施するため、通信・連絡手段の多様化を推進するとともに、きめ細やかな広報体制の整備に取り組みます。

【通信・連絡手段の多ルート化】

- ホームページ・SNS
- 防災行政無線（屋外拡声器）
- 防災ラジオ※
- 安心メール※（ひょうご防災ネット）の普及啓発 など



(3) 相互協力や応援受入体制の整備・強化

→詳しくは本編 2-1-4 をご覧ください

市内に、大規模災害が発生した場合、市の防災体制だけでは、これに対応することは困難となります。

このため、あらかじめ他自治体や民間企業等との間で相互応援協定や災害時支援協定などを締結し、災害対策の円滑な実施を図るとともに、ボランティア活動環境の整備に努めます。



(4) 緊急輸送の環境整備

→詳しくは本編 2-1-5 をご覧ください

災害時の緊急輸送や救援物資の受入れに当たり、緊急輸送道路や臨時ヘリポートを定めるとともに、災害時の円滑な交通を確保するために、関係機関との連携強化等に努めます。



※防災ラジオ

災害時などに、スイッチが切れていてもエフエム宝塚の放送の電源が自動的に入り、避難勧告などの緊急情報が受信できるラジオ

※安心メール

携帯電話のメール機能、ホームページ機能を利用して、登録した市民に直接、緊急情報（地震情報・気象警報）、避難情報等が発信されるメール

2 安全で人にやさしいまちづくりの推進

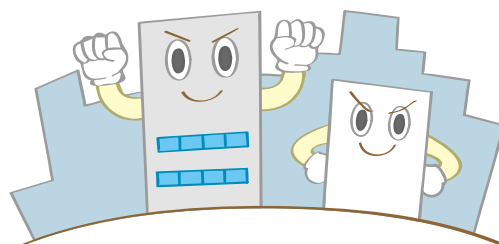
市は、災害を予防し、被害を最小限にとどめるため、県及び関係機関と協力し、都市構造の防災化、各種施設の安全対策、水害・火災の予防、要配慮者[※]の環境整備等の防災事業を推進します。

(1) 災害に強い都市の創造

→詳しくは本編 2-2-1 をご覧ください

水害予防として、河川整備・雨水施設の整備等による流域全体の排水能力の向上、雨水流出抑制施策による河川や下水道への負荷軽減（流出抑制）、水防体制の充実・強化等により総合的に洪水防御を行います。

また、木造住宅が密集する市街地等は、オープンスペースの確保、道路・橋梁や消防水利網の整備等に取り組み、燃えにくく地震に強い都市の基盤整備を計画的に推進します。



(2) 都市公共施設の災害対応力の強化

→詳しくは本編 2-2-2 をご覧ください

都市公共施設については、施設管理者及び各事業者により、施設の耐震化等のハード対策、非常時活動体制の整備等のソフト対策を推進し、災害対応力の強化に努めます。

【都市公共施設】

- 市の施設及びその他公共施設
- ライフライン施設
- 鉄道施設

(3) 被害の軽減・防止

→詳しくは本編 2-2-3 をご覧ください

地震や大規模事故等による被害の発生は複雑多岐にわたります。

このため、次のような対策を推進し、あらゆる被害の軽減・防止に努めます。

【被害の軽減・防止対策】

- 地震火災の防止
- 建築物の耐震性の強化
- 土砂災害対策
- ブロック塀等対策
- 落下物等対策
- 危険物・有毒物等対策
- 雑踏事故対策

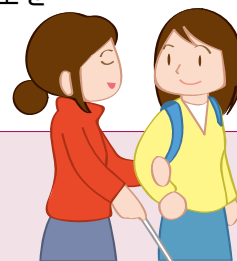
(4) 要配慮者の安全環境整備

→詳しくは本編 2-2-4 をご覧ください

災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障碍（がい）者等の方々の安全を確保するため、地域ぐるみの緊急避難支援体制づくりを進めるとともに、次のような環境整備を推進し、災害による要配慮者の被害を予防します。

【要配慮者の環境整備】

- 都市のバリアフリー化、地域ぐるみの助け合いによる緊急避難支援体制づくり等人にやさしいまちづくり
- 住宅及び公共施設・福祉施設等建築物の耐震性の向上による人的被害の防止
- 要配慮者支援組織、事業所等との連携強化
- 全被災者を対象とした調査（被災者ローラー作戦）の実施



※要配慮者

高齢者、障碍（がい）者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方

3 被災者の救出・救援と生活再建支援のための備え

市は、大規模災害が発生したときに被災者の救出・救援、生活再建支援を適切に行うため、救助・医療体制の整備・強化、避難環境の整備をはじめ、災害時における生活救援対策、環境・衛生対策、住宅・宅地対策、教育対策等を推進します。

(1) 救助体制

→詳しくは本編 2-3-1 をご覧ください

災害発生時は、要救助者の発生が予想されます。

したがって、救助・救急用の装備や資機材の整備とともに、市民の皆さんや自主防災組織、消防団等との連携による救出・救護能力の向上に努めます。

また、専門的能力を要する事案に対応するため、県及び警察・自衛隊との連携を図ります。



(2) 医療救護体制

→詳しくは本編 2-3-2 をご覧ください

災害発生時は、大量のけが人の発生が予想されます。

そうした緊急時の医療ニーズに備えて、次のような対策を実施し、総合的な災害時医療救護体制を整備します。

【医療救護体制の整備・強化対策】

- 市内初動医療救護体制
- 大規模地震時における広域的な後方支援医療機関ネットワーク
- ヘリコプターを中心とした重傷患者搬送体制
- 災害発生直後に必要な救急医薬品・医療資器材
- こころのケア対策



(3) 安全避難の環境整備

→詳しくは本編 2-3-3 をご覧ください

災害発生時は、避難が必要な方々が多数発生し、避難所の開設が必要になります。そこで、市民の皆さんが安全に避難し、生活できるよう次のような対策を実施します。

【避難対策】

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●避難場所の指定 <ul style="list-style-type: none"> ☐ 指定緊急避難場所※の指定 ☐ 避難所の指定 ●避難誘導体制 <ul style="list-style-type: none"> ☐ 避難情報伝達体制の確保 ☐ 避難路の整備等 ☐ 関係機関・団体等との連携 ☐ 要配慮者の避難支援体制 ☐ 帰宅困難者※を支援する体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ●避難情報の判断・伝達マニュアル <ul style="list-style-type: none"> ☐ 避難区域及び避難情報等の判断基準を明確化 ☐ 避難情報伝達手段の整備 ●避難行動要支援者※の安全避難の確保 <ul style="list-style-type: none"> ☐ 避難行動要支援者の名簿の作成・充実 ☐ 避難行動要支援者の支援体制の整備 ☐ 避難行動要支援者名簿情報の提供 ☐ 避難行動要支援者名簿情報の適正管理 |
|---|--|

※指定緊急避難場所

切迫した災害の危険から命を守るための避難施設または避難場所

※帰宅困難者

大地震などの災害で公共交通機関が止まり、自宅へ帰れなくなる方

※避難行動要支援者

災害が発生したときなどに自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方

(4)生活救援対策の環境整備

→詳しくは本編 2-3-4 をご覧ください

災害発生時の断水や生活物資等の供給不足に備えて、次のような対策を実施し、必要な環境整備を図ります。



【生活救援対策】

● 応急給水体制

- ☐ 応急給水用給水源の確保・給水用資器材の整備
- ☐ 相互応援・協力体制の確立
- ☐ 非常時活動体制の整備

● 備蓄及び緊急調達体制の整備

- ☐ 大規模災害を想定した備蓄
- ☐ 緊急調達体制の整備

(5)環境・衛生対策の環境整備

→詳しくは本編 2-3-5 をご覧ください

災害発生時は、多数の死者が発生し、一時的に火葬場の確保が困難になることが予想されます。また、被災地では、生活環境の悪化、被災者の体力・抵抗力の低下等により、感染症等が蔓延する危険性が高く、防疫活動の重要性が高まります。さらには、一時的にごみ、がれき、し尿等が大量に発生するため、それらの適切な収集・処理が困難になることが予想されます。したがって、次のような対策を実施し、必要な環境整備を図ります。

【環境・衛生対策】

● 公衆衛生対策等実施体制の整備

- ☐ 近隣市町・民間業者等との応援・協力体制の整備

● ごみ・がれき・し尿処理体制の整備

- ☐ 近隣市町・民間業者等との応援・協力体制の整備
- ☐ 有害ごみ・危険ごみの分別の徹底等事前広報

(6)住宅・宅地対策の環境整備

→詳しくは本編 2-3-6 をご覧ください

災害発生時は、被災した建築物や宅地が余震や豪雨等により崩壊し、二次災害を招くことがあります。さらには、大量の住宅供給、被災建物補修、解体実施等の住宅応急対策のニーズが発生することが予想されます。

したがって、次のような対策を実施し、必要な環境整備を図ります。

【住宅・宅地対策】

● 被災建築物応急危険度判定実施体制の整備

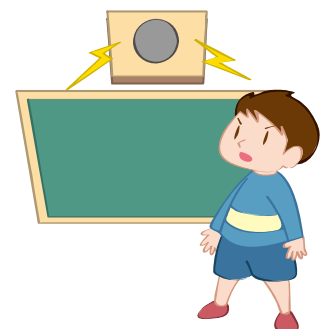
● 被災宅地応急危険度判定実施体制の整備

● 災害時における住宅供給・補修対策等の環境整備

(7)教育対策の環境整備

→詳しくは本編 2-3-7 をご覧ください

大規模災害時に教育現場で発生する特有のニーズに備えて、教職員用初動マニュアルの策定、災害時を想定したカリキュラムの策定、PTA（育友会）等関係者や団体及び事業所との協力計画の策定、こころのケアに関する研究及び習熟等を実施します。



4 市民の防災力向上のための市民組織や防災訓練の支援

市は、市民及び事業所の皆さんと行政とが一体となった「減災」への取組のため、消防団、自主防災組織等の強化・育成、防災関係職員及び市民等に対する防災教育、防災訓練の充実等に関する対策を推進します。

(1) 地域・組織の充実・強化

→詳しくは本編 2-4-1 をご覧ください

地域・組織としての防災行動力の整備・強化を図るため、次のような対策を行い、地域の防災活動の活性化を推進します。

【地域・組織の充実・強化対策】

- 消防団の活性化
- 自主防災組織の結成促進・強化、コミュニティ活動の活性化等
市民相互の協力による防災体制
- 商工会・業者別団体・社会教育関係団体、事業所における防災体制
- 地域における市民及び団体並びに各事業所の相互協力体制の確立
- 「地区防災計画」の作成などによる地域の防災力を高めるための
主体的な取り組みの促進



(2) 個人の防災行動力の向上

→詳しくは本編 2-4-2 をご覧ください

市民の皆さんや職員一人一人の防災行動力の向上を図るため、次のような防災知識の普及啓発活動を実施するとともに、防災リーダーの育成に努めます。

【防災知識の普及方法】

- 防災マップの作成、防災マップの転入市民への配布
- 広報たからづか・市ホームページ等の活用
- 市民向け防災イベントの開催
- 要配慮者等に関する防災PRの推進
- 学校等における防災教育の推進
- 職員研修の実施等



(3) 防災訓練の充実

→詳しくは本編 2-5-1 をご覧ください

災害発生時の防災行動力の向上を図るため、市職員はもとより、市民や事業所の皆さん、防災関係機関と連携・協力し、総合防災訓練等を実施します。



(4) 調査・研究の充実

→詳しくは本編 2-5-2 をご覧ください

市の地域特性に即して、国・県はじめ防災関係機関との連携のもと、災害の予防、応急、復旧復興対策に関する調査・研究を推進します。



第3章 災害が発生したとき

1 非常時の活動体制

市は、災害発生時又は災害の発生のおそれがあるときは、人命の救助・救出及び安全確保と、災害時の活動に関する意思決定を速やかに行うため、勤務時間内外を問わず、全庁的な体制を速やかに構築します。

(1) 非常時の活動体制

→詳しくは本編 3-1-1～3-1-3 をご覧ください

あらかじめ定める災害の種類（地震、風水害、大規模事故等）、規模及び程度等の基準にしたがい、応急活動体制を構築します。

特に大きな災害のときは、市役所に災害対策本部を設置します。

また、災害対策本部を設置した場合は、県や防災関係機関等との調整を行い、関係する職員は、あらかじめ定める役割分担にしたがい、各種対策活動を実施します。

なお、必要に応じて、現地災害対策本部、現地連絡所、被災者総合支援センター等を開設し、きめ細やかに災害対応します。



(2) 応援要請

→詳しくは本編 3-1-2-4 をご覧ください

大規模な災害の発生により、市の現有能力では十分な災害対応ができないときは、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

また、必要に応じて、国、県、その他あらかじめ相互応援協定や災害時支援協定を締結している市町や協力団体・民間企業等に応援を要請します。



→詳しくは本編 3-1-4 をご覧ください

(3) 災害救助法による救助

市内において一定数以上の住宅が滅失したときなどは、災害救助法が適用され、同法による救助が行われます。

したがって、災害救助法の適用基準に該当する見込みがあるときは、速やかに県知事に災害救助法の適用を申請します。

同法による救助の種類には次のようなものがあります。

- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| ● 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与 | ● 被災した住宅の応急修理 |
| ● 炊出しその他による食品及び飲料水の供与 | ● 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与 |
| ● 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与 | ● 学用品の給与 |
| ● 医療及び助産 | ● 埋葬 |
| ● 被災した者の救助 | ● その他政令で定めるもの |

(4)情報の収集・伝達

→詳しくは本編 3-1-5 をご覧ください

災害発生時又は災害発生のおそれがあるときは、雨量計・地震計による観測データ、気象庁や県及び関係機関から伝達される各種注意報・警報等により、気象情報や地震に関する情報を迅速に把握します。

また、災害が発生したときは、県及び関係機関と連携し、人的被害、住宅被害、住民避難、火災の発生・延焼等、応急対策を行う上で重要かつ緊急性の高い情報を優先して、被害情報の収集活動を行います。

**(5)相互協力・応援受入れ**

→詳しくは本編 3-1-6 をご覧ください

(2)の応援要請や隣接市町の相互協力等により、外部より応援を得るときは、連絡員を定め、派遣される部隊や応援職員の活動拠点、連絡事務所(宿舍等)を確保します。

また、災害の規模等により、必要に応じて、宝塚市社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受入れを行います。

ボランティア活動に関する調整は、宝塚市社会福祉協議会内に設置される「災害ボランティアセンター」が行います。

**【災害ボランティアセンターの役割】**

- ボランティアニーズの把握及び情報提供
- 災害ボランティアの派遣に関する現地ボランティアセンターとの連携
- ボランティアの受入れ及び受付
- 活動に関する事前説明(活動形態、宿泊、内容等)
- ボランティア活動保険の加入手続
- 地区内のボランティア活動情報の集約、管理
- 市本部との連絡調整
- 県及び県災害ボランティアセンターとの連携
- その他必要な活動

(6)緊急輸送の実施と応急資材等の調達

→詳しくは本編 3-1-8～3-1-9 をご覧ください

緊急輸送に必要な車両や燃料、さらには被災者の救援活動等に必要な応急資材は、市で保有するもののほか、必要に応じて、協定業者や県に協力を要請して確保します。

なお、重傷者の市外搬送や交通途絶地区への輸送等、緊急を要する場合は、県に防災ヘリコプターの派遣を要請します。

**(7)災害広報**

→詳しくは本編 3-1-10 をご覧ください

災害発生時は、災害情報、被害状況、生活関連情報、復旧の見通しなどについて、次のような様々な媒体を活用して、市民の皆さんに広報を行います。

■市民の皆さんへの広報方法

広報車隣接市町への広報依頼、テレビ・ラジオ・新聞への広報協力依頼、市ホームページ、広報たからづか被災者生活支援情報、メール配信サービスなど



2 災害発生時に被害を最小限にとどめるための対策

市は、災害発生時には、市民の皆さん、消防、警察、医療機関等と連携・協力して、まず人的被害を最小限にとどめるための対策に取り組みます。

(1) 火災対策

→詳しくは本編 3-2-1 をご覧ください

消防本部及び消防団は、市民の皆さんの安全確保を最優先にして、火災の鎮圧、避難路の安全確保等の活動を行います。

災害の規模が大きい場合は、市民や事業所等の皆さんによる出火防止・初期消火活動が特に重要になります。



(2) 水防対策

→詳しくは本編 3-2-2 をご覧ください

「宝塚市水防計画」に基づく水防体制を確立し、各施設を所管する機関と協力して、河川や排水路、ため池等の点検・警戒活動、水門の操作等を実施し、被害を確認したときは、早期の応急復旧等を行います。



(3) 救助・救急対策

→詳しくは本編 3-2-3 をご覧ください

消防本部・消防団は、宝塚警察署、自衛隊等と連携して、負傷者の救助や搬送等を行います。

市民や事業所の皆さんは、可能な限り災害現場において自発的に救急救助活動を行い、消防隊・警察官・自衛隊等の活動に協力をお願いします。



(4) 危険物・有毒物等対策

→詳しくは本編 3-2-4 をご覧ください

災害発生時に危険物施設、高圧ガス貯蔵施設、火薬類貯蔵施設、毒物・劇物保管施設、放射性物質施設等が被災したときは、危険物・有毒物の漏えいや拡散、爆発等の危険が高まります。

したがって、施設責任者をはじめ、国や県、その他関係機関と連絡を密にして、被害拡大防止のための応急措置に協力します。



(5) 土砂災害及び危険建物その他による人的危険回避対策

→詳しくは本編 3-2-5 をご覧ください

災害発生後は、斜面崩壊や落石が発生しやすく、建物も倒壊しやすいため、避難時に災害に巻き込まれる危険が高まります。

したがって、これらの危険箇所を把握するとともに、県と連携して、専門家による緊急点検、危険箇所周辺の警戒監視、崩壊危険箇所へのシート被覆等を行います。



3 二次災害防止と都市機能早期回復に関する対策

市は、人的被害を最小限にとどめるための対策を実施したあとは、宝塚警察署と協力して交通規制による秩序の維持、各種犯罪の予防等を行い、社会的な混乱を防ぎます。また、都市機能の早期回復に向けて、重要道路やライフライン、都市公共施設の応急復旧等を行います。

(1) 道路の確保

→詳しくは本編 3-3-1 をご覧ください

管理する道路の被害状況を早急に把握し、危険性の高い箇所については、区間を定めて通行の禁止又は制限を行います。

なお、交通規制の実施に当たっては、市内の主要幹線道路を管理する県のほか、国、宝塚警察署等と連携し、それぞれの持つ情報を共有化することにより、一元的な情報提供を行います。



(2) ライフライン施設の応急対策

→詳しくは本編 3-3-2 をご覧ください

水道・下水道施設については、直ちに被害調査を実施し、機能回復に努めるとともに、復旧措置を講じます。

また、電気、電話、ガス等のライフライン施設において、その機能が停止または低下した場合は、各事業者と連絡を密に取り、応急復旧対策に協力するとともに、ライフライン施設の復旧状況等の広報に努めます。



(3) 都市公共施設の応急対策

→詳しくは本編 3-3-3 をご覧ください

市が管理する施設では、直ちに施設利用者の安全を確保したあとは、被害調査を実施し、施設に被害があるときは、応急復旧措置を講じます。

また、市内の鉄道が被害を受けて、運行を停止した場合は、各鉄道事業者と連絡を密に取り、応急復旧対策に協力するとともに、鉄道施設の復旧状況等の広報に努めます。



(4) 災害時の防犯対策

→詳しくは本編 3-3-4 をご覧ください

災害発生後の混乱期は、火事場泥棒のような便乗犯罪が発生することも想定されます。

したがって、市民の皆さんをはじめ、警察や各協力団体・警備業者等と連携し、放火・窃盗その他の犯罪防止のための巡回パトロールを実施します。



4 被災者救援と生活再建支援に関する対策

市は、災害に対する緊急対策が一段落した段階において、引き続き、被災者の皆さんの保護と社会秩序の安定を図るための被災者救援や生活再建支援等の活動を実施します。

(1) 医療救護対策 →詳しくは本編 3-4-1 をご覧ください

多数の負傷者が発生した場合、市は、健康センター、公民館等に拠点救護所を設置し、医師会や医療機関から派遣される医師や看護師による応急的な医療救護を行います。

重傷者は、救急車等で中継拠点病院である市内の救急告示病院等、さらには、市外の医療機関に搬送します。



(2) 支援が必要な方への配慮 →詳しくは本編 3-4-2 をご覧ください

市社会福祉協議会、県・国その他協力団体や地域の皆さんと連携しながら、要配慮者の方々に対し、避難支援、安否確認、生活支援、介護サービスの提供等を迅速かつ円滑に実施することにより、要配慮者の安全確保を図ります。



(3) 避難対策 →詳しくは本編 3-4-3 をご覧ください

洪水、火災等により市民の生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合は、避難情報を発令し、市民の皆さんを安全な場所に避難させ災害から守ります。

また、被災者が安全に安心して過ごすことができる避難所を速やかに開設して、施設管理者、避難者となる方々の協力のもと、適切に管理運営します。



(4) 生活救援等対策 →詳しくは本編 3-4-4 をご覧ください

必要に応じて、避難所において食料や毛布、タオル等の生活必需品を提供します。

これらの食料や生活必需品は、市の備蓄品や事前に協定を締結している市内の団体や民間業者からの調達、他の自治体からの救援等により確保します。

また、断水が発生したときは、はじめのうちは最小限の飲料水として1日1人当たり3リットルを基準として応急給水を行い、以後、復旧状況に応じて段階的に給水量を増やした応急給水活動を行います。

さらに、被災者総合支援センターを設置し、県及び関係機関と連携し、義援金・義援品の受け入れや配分、災害弔慰金※や被災者生活再建支援法に基づく支援金※等の支給、災害援護資金※の貸付、租税の減免、り災証明書の発行等の各種支援措置を行います。

※災害弔慰金

暴風・洪水・高潮・地震・津波などの自然災害による死者の遺族に支給される資金

※被災者生活再建支援法に基づく支援金

大規模な自然災害によって住宅が損壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、被災者生活再建支援法に基づいて支給される資金

※災害援護資金

災害救助法が適用される災害が発生した場合に、被災世帯に対して、低利で貸し付けることができる生活の再建に必要な資金



(5)環境・衛生対策

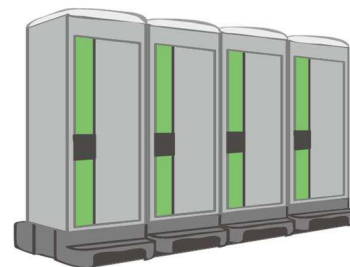
→詳しくは本編 3-4-5 をご覧ください

災害で多数の死者が発生した場合、市は遺体収容所を設置し、警察機関の検視により身元を明らかにしたうえで、遺族の方へ引き渡しを行います。なお、身元不明の死体については、火葬（埋葬）を行います（市のみでは対応できないときは、県や他自治体等に応援を要請します）。

また、感染症等疾病の発生を未然に防ぐために、消毒活動及び保健師の巡回等による保健衛生活動を実施します。

さらに、一時的に大量に発生するごみ、がれきを迅速に処理するため、処理施設の被害状況や復旧見込みを把握するほか、必要に応じて、仮置場や一時保管場所の設置等について検討し、処理体制を構築します。

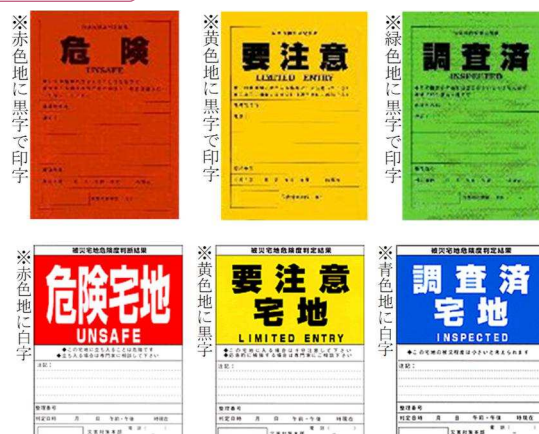
また、し尿の処理に当たっては、避難所等への仮設トイレの設置等に関する検討を行い、環境衛生に努めます。

**(6)住宅対策**

→詳しくは本編 3-4-6 をご覧ください

余震等による二次災害を防ぐため必要な場合は、被災した建物や宅地を対象とした応急危険度判定を行い、該当する箇所に「要注意」「危険」の表示を行います。

また、住宅に大きな被害を受け、自己の資力では直ちに住宅を確保できない方に対しては、公営住宅のあっせんや仮設住宅の建設等による住宅の確保・提供を行います。

**(7)商工業・観光、農林水産業への支援**

→詳しくは本編 3-4-7 をご覧ください

市内の中小企業や農林水産業者の皆さんに対し、被災者総合支援センターを設け、相談窓口を開設し、県等と連携して、各種支援制度の適用条件等に基づき、災害からの復旧に必要な資金や事業費の融資が適切に行われるよう必要な支援を実施します。

**(8)文教対策**

→詳しくは本編 3-4-8 をご覧ください

市及び市教育委員会は、災害発生時、県・国・PTA（育友会）その他協力団体等、市民並びに教育委員・学校長等と連携して、児童・生徒の安全確保と安否確認を行うとともに、施設や教職員等の被災状況の把握に努めます。また、被災した校舎の応急復旧や学用品の確保・支給等を行い、早い段階での授業再開の実施を目指します。



第4章 災害からの復旧・復興

1 公共施設・公共事業等の災害復旧計画

→詳しくは本編 4-1 をご覧ください

市は、公共施設については、災害応急対策を講じた後に被害の程度を調査・検討し、県の各部局と連携・協力し、それぞれが所管する施設に関する災害復旧事業計画を作成し、災害復旧事業等を実施します。



2 被災者の生活再建支援

→詳しくは本編 4-2 をご覧ください

市は、県と連携し、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給、兵庫県住宅再建共済制度※（フェニックス共済）等に関する相談窓口を設置し、被災された方が一刻でも早く自力で生活できるようにするための支援を行います。

生活再建支援相談窓口



3 大規模事故等の災害復旧

→詳しくは本編 4-3 をご覧ください

大規模事故災害により被害を受けた交通関係施設等の復旧については、原則として空港管理者、鉄道事業者、道路管理者等が速やかな施設の復旧に努めます。

市は、必要に応じて、関係機関と連絡調整し、施設の災害復旧状況を把握し、その内容を住民に周知します。

また、原子力災害時に必要となる特別な対応については、県と連携を図りつつ、国の指導に基づき実施します。



4 災害復興計画の策定

→詳しくは本編 4-4 をご覧ください

市は、大規模な災害が発生したときは、将来目標に向かっての復興計画策定の事務局となる災害復興本部を庁内に設置し、市民生活の再建、都市インフラの再建、産業の再建等による復旧・復興対策を推進します。

なお、必要に応じて、災害復興の基本方針等を検討するため、学識経験者、市民代表及び行政関係職員等により構成する災害復興計画検討委員会を設置します。



※兵庫県住宅再建共済制度

兵庫県内に住宅を所有している方々が加入し、平常時から資金を寄せ合うことにより、災害発生時に被害を受けた住宅の再建・補修を支援する制度

宝塚市地域防災計画 概要版

令和5年(2023年)9月作成

発行:宝塚市 総合防災課